別表七の二付表一の記載要領第一号を次のように改める。

1　この表は、連結法人が法第81条の９第２項各号（連結欠損金の繰越し）に掲げる場合若しくは同条第５項第１号から第３号まで、第５号若しくは第６号に規定する場合に該当する場合又は法第81条の10第１項（特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等連結法人（第４号及び第11号において「欠損等連結法人」という。）である連結法人が同項に規定する政令で定める事由に該当する場合に、法第81条の９第６項に規定する連結欠損金個別帰属額（以下この記載要領において「連結欠損金個別帰属額」という。）に係る連結欠損金額が生じた連結事業年度ごとに記載すること。

別表七の二付表一の記載要領第十一号中「「(21)」」を「「(20)」」に改め、同第四号中「、法第81条の９第２項第２号に定める欠損金額若しくは」を「、法第81条の９第２項第２号に定める欠損金額又は」に改め、「又は平成22年改正法附則第26条第７項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年旧法第81条の９第２項第３号に定める欠損金額若しくは連結欠損金個別帰属額（欠損等連結法人である連結親法人の平成22年改正法附則第26条第12項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年旧法第81条の９の２第２項第１号に掲げる未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額及び連結親法人が平成22年改正法附則第26条第18項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年旧法第81条の９の２第４項に規定する場合に該当する場合における同項に規定する未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額を除く。）」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同第五号中「「連結欠損金個別帰属額の前期末の金額（前期の別表七の二付表一「20」又は「28」）(7)」」を「「前期の連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額（前期の別表七の二付表一「20」又は「28」）(7)」」に改め、同第六号中「場合若しくは」を「場合又は」に改め、「又は当該連結法人と連結完全支配関係がある他の連結法人との間で当該連結法人を分割承継法人とする法人税法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第51号）による改正前の法人税法施行令第155条の21第２項第２号（連結欠損金個別帰属額等）に規定する合併類似適格分割型分割が行われた場合」を削り、同第七号中「「同上の連結子法人の最終の事業年度等において欠損金額(11)」を「「同上の連結子法人の最終の事業年度において欠損金額とみなされて繰越控除された金額（当該連結子法人の最終の事業年度の別表七㈠「４」）(11)」」に改め、同第八号中「「離脱をした連結子法人の連結欠損金個別帰属額の前期末の金額（当該連結子法人の(7)）」」を「「離脱をした連結子法人の前期の連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額（当該連結子法人の(7)）」」に改め、同第十号及び第十一号を次のように改める。

10　「共同事業要件に該当する場合又は５年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しないことによりないものとされる連結欠損金額　(16)」の欄は、法第81条の９第５項第３号に定める金額を記載すること。この場合において、当該金額に関する明細を別表七㈠付表一から別表七㈠付表三までに所要の調整を加えたものに記載して添付すること。

11　「欠損等連結法人の適用連結事業年度前の連結欠損金額のうち当該欠損等連結法人に帰せられる金額　(17)」の欄は、欠損等連結法人の令第155条の22第９項各号（特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に定める金額のうち当該欠損等連結法人に帰せられる金額を記載すること。

別表七の二付表一の記載要領第十一号中「「連結欠損金当期控除前の調整後の連結欠損金個別帰属額(3)若しくは(6)又は(20)　(21)」を「「連結欠損金当期控除前の調整後の連結欠損金個別帰属額((3)若しくは(6)又は(19))　(20)」に、「「又は(20)」」を「「又は(19)」」に改める。

別表七の二付表一の一を削る。